## 金融庁「最終的な調整結果」

金融庁「最終的な調整結果」												
管理番号	提案区分 管理 番号 区分 :		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	各府省からの第1次回答
											<b>団体名</b> 支障事例	
67 A	権限移譲	産業振興	に係る認定権限の都 道府県知事への移譲		地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である部道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定を同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、適方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】  ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	国から地方へ権限が領達されることにより、申請等窓口がより身近な都道府 果となり、申請者の負担軽減につながる。 【認定機関数)(129.2.6) 全国 25.956機関 広島県 1.186機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法第21条、第22条、第 23条	金融庁、経済産業省	広島県、中事 東方知県 会、宮城県			中小企業等経営途化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都追信検知率への委譲は行わず、引き接き、国が行使することとしたい。 本措置は、金国に勾380万名かいる中小企業・水域接事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ことのパラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の設組を支援する体制が不十分であったため、支援の資金全国レベルで担保し事業者また。自由を成功と、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では、中心では
	・地方に対する 計制緩和	消防・防災・安全	の手続・制度の見直し	の一次開棄における地方公共 団体の判断に基分で手級の第2 日本の場所に基分で手級の第2 の区分について、地方公共団体 シする以上と点を、災害に係る住 家の被害設定基準連用指針に 明記すること。 また、被害設定事務において。 官民の顕著基準の統一を行った。 うとに関金の本化を行うた。 うとに関金の本化を行うた。 うとに関係とのない。 とは関したのは、 をは関係を表現した。 を記録した。 を記述した。 を記録した。 を記述を記述した。 を記述。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述した。 を記述し、 を記述し、 を記述 を記述を を記述を を記述を を記述を を記述を を を を を を	当市においては、住家の罹災証明交付仲徴2、449件のうち、「丰壌」至らない(一部崩壊)」と設定された住家は、2、316件(94、6%)と大半を占めている。 ・場高で変ないことが明らかに判断できる場合は、現地調差の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招でよとなった。また、一部規模と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲につたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な検災者再建支援の対象とはなるが、任宅復旧の選延が懸念されるところであ	1次期書においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、(1)をでか住家について、被災写真を必即然合によら自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、(2)甲・壊に至らないと判断できる住家については、外見、情報・節位の判定による開発により、被害程度の判定を行う。」、(3)甲・壊に至らないと判断できるい住家については、外見、情熱・節位の判定による開発により、被害程度の判定を行う。といった具体的手順を選切能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がことを期待する。 2.「被害の程度及び認定基準の区分の再編」自治体独自の支援策(災害見難念、住家の補格補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分の可解的。)の円滑な運用に基づいた役法が可能である。運用指針に明認することにより、全国のかった。表表の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた役法が可能である。運用指針に明認することにより、全国の力公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。 3.「民間の地震保険無害認定基準との調整又は活用」被害認定事務においては、官民の調査基準を持続した。	準」 ・「災害に係る住宅の 被害認定基準運用指 針」(平成25年6月内	内閣府、金融庁、財務省	由分市市市市市市的市市野市町町市 化甲甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二		製造市、10 ○本市では、製災者主義再建支軽システムを導入して製造機等の金銭に震えているが、装置程度の非常について、 たちなか市、調査関助から確認さてに相助の時間を繋ぎらの心を考えている。制度の改正に対理変までの時間が知識されるの 上越市、也 であれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。 関係、大阪 「周等トラロテトを図のような市内を提出においても大変建物検書が発生する災害時には、本市においても開発人員 野子市、鹿 「関係」とは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	大規模地震における地震保険の保険会支払いつの、被災地以外の通常の保険会支払は見入間の人的資源を設局することで、被災者に可能な限り迅速に保険金含支払いつの、被災地以外の通常の保険金支払いも用途に乗りする必支があります。  ・ 技術系のように、管見の原本基準の終一や系さ結果の相互利用を行うことは、被災地における地震を飲めて発生を支援の手上がありた。はいてのような混乱が中部地球を発生させ、保険金支払いの運転がと、被災地における地震を飲める実とは、運搬の手上がありませます。 ・ 地震保険の指着形式を放けるが、被災地以外の保険金支払いも悪影響を及ほしかわず、保険契約が各保険の報血が支援の指着形式を含くを支することにより、民に他を保険機会支払いの運転を支払いの運転を支払いの運転を支払いの運転を支払いの運転を支払いの運転を受けます。 ・ 地震保険の指着形式を含くなることかか。含金変素性の混乱が上保険金支払いの運転を受けます。 ・ このは、機等技が全域の実力により、反に他なの変化が、対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現することとも変を実施の定されている。このようを表現を分割を対したが説明責任を与うことのできない税を必要を対した。としたと、企業を表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象が表現を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解					
見解補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月26日閣議決定)記載内容
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成 一長・活性化につながるものと考える。地域を支える中心企業・が規模事業者の支援については、中 小企業者等に身近な勘道保縄が地域の業情に即して、行うへきである。 本提案は、秘道保保が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進を図るものであり、中小企業者等。写近な都道保保が地域の実情に応じて行えるよう。認定機関の移籍を検討いすた控ちにいなお、機関にと地域ことのバラツキについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。			全国知事会] 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		一次回答で示して理由に加えて、認定支援機関の中には、県外の中小企業者等まで赴いて支援する場合や複数の都追席株活動エリアとする機関や存在するため、申請を行った所を地にいてのみで認定支援機関の認定に係る権限は、都追府県知事への委譲を行わず、引き続き、国が行使することとしたい。	(1)中小企業等経営強化法(平11法18) 認定経営革新等支援機関(21条)については、国、都道府県及び認定経営革新
「③民間の世童保険損害取害基準との開墾・活用。の提案により、「損害保険会社において、シスーテル、教育体制等のインプラの再構造が必要」との指摘はもっともであり、保険制度の変更による影響が大きく、難選であることは十分策如としている。 必要が大きく、禁選であることは十分策如としている。 しかしながら、昨年の無本・大力地震では衝災者(保険契約者)から、「調査によって判定に差が 生しるのはなせか。」といって行地に対する不信息、調査時期の相違による不満から、2次調査、 あるいは再募金の申請が出され、調査制御の免費化と招いた。 でのため、内側所、金融行及り特別者の関係所省並以上領集団体が参加した検討会において、 民間保険会社における仕事被者認定調査のプラップを表活用し、市町村による罹災証明書の発 行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	_		提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	遂化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣所(防災担当)において、施素化に責する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、災害に 係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対 して開知していただきたい。 〇 内閣所(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定する。 とかできることを明らかいするとともに、独自の被害認定の分を設定している事例を「災害に係る位 家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周 知していただきたい。	2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論 が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公 共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率 化に向けて、金融庁、財務省等関係者庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当 たっては、地震保険損害調査のプラハウ等、専門的見地からの助富等を受けるため、民間保険会 社にも協力を求めることを想定している。	(1)災害対策基本法(関36法223) 罹災証明等の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び 迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討 会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成公年度中に結論を得る、その起業に基づき「災害」に係る住家被害認定 業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講することとし、その旨 を地方公共団体に周知する。